

監査公表第 11 号（令和 2 年 5 月 15 日、県公報第 102 号登載）

本庁定期監査の結果に基づく措置通知（令和元年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 15 日

福 岡 県 監 査 委 員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

2行経第252号
令和2年4月17日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 福祉総務課	福岡県総合福祉センター行政財産使用許可に係る庁舎等維持負担金について、指定管理者から管理経費の額の報告を受けた後、速やかに調定すべきところ、遅延していた。	再発防止策として、新たに、電子データの進捗管理業務表に、担当者及び上司が、必要事項の入力、確認を行うことで進捗を管理し、速やかに調定を行うこととした。 また、上司が文書・処理一覧表で指定管理者からの報告書の受領状況を適宜確認し、調定を行っていない案件がないか確認することとした。 今後は、調定業務全般について、必ず関係規則等を確認して、適正な処理を行うこととし、今回の誤り及び再発防止策についてまとめたファイルを作成して課として確実に引き継いでいくこととした。

<p>人づくり ・県民生活部 スポーツ振興課</p>	<p>車椅子の修理代として支出したその他需用費について、消費税が非課税となる場所、消費税及び地方消費税相当額を加算して支払い、支給過大となっていた。</p>	<p>支給過大については、令和元年11月26日及び11月27日に支払先の2事業者から返還を受けた。</p> <p>本指摘事項の内容について、令和2年1月27日に課長から係長以上の職員に対して、また、その後各係長から係員に対してそれぞれ文書及び口頭で周知・注意喚起を行った。</p> <p>また、再発防止のために、担当者の業務マニュアルや、課として常備している例規ファイルに本件について記載し、確実に引き継いでいくこととした。</p>
<p>人づくり ・県民生活部 生活安全課</p>	<p>福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザーに対する報償費について、業務の履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく支払が遅延しているものが多数あった。</p>	<p>本件報償費について、支払に必要なアドバイザーの派遣先からの実施報告書やアドバイザーから提出される旅費の請求書の提出がないことを理由に遅延していたものであるが、再発防止策として、実施報告書及び旅費請求書について、担当者から派遣先及びアドバイザーに対し電話や文書による督促を行うこととし、旅費が不要な場合は、派遣先からの実施報告書の受領をもって速やかに報償費を支払うことを徹底することとした。</p> <p>また、担当者以外の職員や上司を含めた2名以上で進捗管理を行うこととした。</p>

<p>保健医療介護部 がん感染症疾病対策 課</p>	<p>資金前渡により支払われた その他需用費（資料代）につ いて、精算書により精算すべ きところ、これを行っていな かった。</p>	<p>所属長から、所属内の全職員 に対し、本指摘事項の内容と、事 務処理にあたっては、関係法規 等を確認することを周知徹底し た。</p> <p>再発防止策として、支払いを 担当する職員は、前渡資金を受 領する職員に対し、資金交付時 に精算書の様式を併せて配付 し、前渡資金を受領した職員が、 その支払後速やかに精算を行う よう事務を改めた。</p> <p>部としても、本指摘事項を部 内全所属に通知し、注意を促す とともに、会計事務に当たって は、公金を扱う責任を自覚して、 その関係規定を確認し、再発防 止に努めるよう周知した。</p>
<p>環境部 環境保全課</p>	<p>資金前渡により支払われた 通信運搬費（賞品運搬料）につ いて、その支払を終了した日の 翌日から起算して5日以内に 精算すべきところ、その期限ま でに精算を行っていなかった。</p>	<p>今回の指摘を受け、庶務担当 係長（出納員）が、課内職員全員 に資金前渡事務の精算期限につ いて周知し、資金前渡の精算を 適正に実施するように注意喚起 した。</p> <p>資金前渡の支出負担行為を起 案した職員が後日の精算を適正 に実施するため、同職員が文書 起案時にその文書に精算期限内 の精算が必要である旨を明示 し、精算を実施するまで他の文 書と明確に区別して取り扱うこ ととし、また、各係長が精算期 限を管理し精算状況を確認する こととした。</p>

<p>福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>福岡県総合福祉センターの指定管理者に貸与している備品について、現物の確認、備品シールの貼付を行わないなど、その管理が適正になされていなかった。</p>	<p>直ちに現物確認を行い、備品が適正に管理されていることを確認のうえ、備品シールの貼付を行った。</p> <p>今後は、課として進捗管理を徹底し、担当者の業務が繁忙の場合は、適宜応援体制を確保するなどして、指定管理者からの報告に基づき、遅滞なく備品の現物の確認、備品シールの貼付など適正な処理を行うこととした。</p> <p>また、今回の誤り及び再発防止策についてまとめたファイルを作成して課として確実に引き継いでいくこととした。</p>
------------------------	--	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	<p>政治資金収支報告書の複写代金として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。</p>	<p>再発防止策として、金融機関に払い込みを行う現金出納員の業務担当係において、現金を収納し現金出納簿に記入した際、担当者と業務担当係長で手許保管金額の合計額等をチェックし、押印することとした。</p> <p>また、庶務担当係長が遅滞なく金融機関に払い込んでいるか確認した後、現金出納簿に押印することとした。さらに、毎月15日と月末を払込日として業務カレンダーに明記することにより、払い込みを行う者に注意喚起を行うこととした。</p>
環境部	<p>雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて、1,571,218,182 円増加している。</p>	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行に係る費用について、平成30年度に納付命令の発出・求償を行ったが、納付がなかったため生じたものである。</p> <p>行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。</p> <p>また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>

<p>建築都市部</p>	<p>住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて6,074,238円増加している。</p>	<p>次のとおり、今後も、段階に応じた様々な対策等を粘り強く実施し、収入未済額の減少を図ることとした。</p> <p>入居者に対しては、家賃の滞納を防止するため、入居前の説明会や入居者用チラシの配布の際に、口座振替制度等の周知を行い、その積極的活用の促進に取り組む。</p> <p>家賃滞納者に対しては、文書による督促に加え、夜間の電話や訪問による督促を引き続き実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認めるなど、滞納家賃の徴収に取り組む。</p> <p>上記の取組に従わない悪質な滞納者に対しては、上記の取組に加え、滞納家賃の支払や住宅明渡しを求める訴訟を提起するなど厳正に対処することとし、収入の確保及び滞納増加の防止に取り組む。</p> <p>退去した滞納者に対しては、令和元年11月から、弁護士法人に滞納家賃の回収業務を委託し、回収対策の強化を図ったところである。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>資金前渡により支払われた食糧費（協議・懇親会会費）について、その支払いを完了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていなかった。</p>	<p>再発防止を図るため、担当者及び上司は、資金前渡の事務について、会計課作成の「会計事務の手引き」により、その事務処理を再度確認した。</p> <p>また、担当者は、資金前渡職員に資金を交付する際、精算期限を伝え、確実に精算させること</p>

		<p>とした。</p> <p>さらに、新たな取り組みとして、担当者は部内共通のチェックシートに精算期限を記入し、出納員はその写しを精算が完了するまで保管するとともに、資金前渡職員に期限内の精算を促すこととした。</p>
--	--	---